

【D-1】

平成23年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成23年9月6日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

...

平成23年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成23年9月6日(火)

午前10時00分開会・開議

会期 平成23年9月6日～9月16日(11日間)

日程	議案番号	議案名	結果
10	議案第46号	西秋川衛生組合格約	原案可決

(午後2時26分 散会)

...

次に、日程第10 議案第46号 西秋川衛生組合格約を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 浜野 武雄君 登壇]

○住民課長(浜野 武雄君) 議案第46号 西秋川衛生組合格約の制定について。

提案の理由でございますが、西秋川衛生組合に加入するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、西秋川衛生組合格約の制定について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、あきる野市、日の出町、檜原村の現組織市町村にあっては、奥多摩町の加入に伴う西秋川衛生組合格約の一部を改正する規約を、それぞれの議会に上程しております。

次のページをお開きください。新設の規約ですので、朗読をもって説明とさせていただきます。

西秋川衛生組合格約

第1章 総則

(組合の名称) 第1条 この組合は、西秋川衛生組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「組織市町村」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

第1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2に規定する一般廃棄物(し尿及びし尿浄化槽に係る汚でいを除く。)の処理施設の設置及び運営に関する事務。

第2号 一般廃棄物処分場の設置及び運営に関する事務。

第3号 組合が設置する福祉施設等の運営に関する事務。

(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、東京都あきる野市高尾521番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び選挙の方法) 第5条 組合に組合議会(以下「議会」という。)を置く。

第2項 議会の議員(以下「議員」という。)の定数は13人とし、組織市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。選挙区分は次のとおりとする。

あきる野市5人、日の出町3人、檜原村2人、奥多摩町3人。

(議員の任期) 第6条 議員の任期は、組織市町村の議会の議員の任期による。

第2項 議員が組織市町村の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。

(補欠選挙) 第7条 議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長) 第8条 議会は、議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

次のページをお開きください。

第2項 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者) 第9条 組合に管理者1人、副管理者3人を置く。

第2項 管理者は、組織市町村の長の中から互選によりこれを定め、副管理者は、管理者の所属する組織市町村以外の組織市町村の長をもって充てる。

第3項 管理者及び副管理者の任期は、組織市町村の長の任期による。

第4項 管理者及び副管理者が組織市町村の長の職を失ったときは、その職を失う。

(管理者の職務代理) 第10条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

(職員) 第11条 組合に事務局長、会計管理者その他必要な職員を置く。

第2項 会計管理者は、組織市町村の会計管理者の中から管理者が任免する。

第3項 事務局長その他必要な職員は、管理者が任免する。

(監査委員) 第12条 組合に監査委員2人を置く。

第2項 監査委員は、議員及び識見を有する者の中から、それぞれ管理者が議会の同意を得て選任する。

第3項 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては、議員の任期によるものとし、識見を有する者にあつては、4年とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法) 第13条 組合の経費は、組織市町村の負担金その他の収入をもって支弁する。

第2項 前項の負担金については、議会の議決を経て管理者がこれを定める。

附則

(施行期日) 第1項 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置) 第2項 この規約による改正後の西秋川衛生組合理約第3条の規定にかかわらず、奥多摩町における同条第1号及び第2号に掲げる事務は、当分の間、奥多摩町において処理するものとする。

以上をもちまして、議案第46号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木 賢一君) 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第46号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 賢一君) 質疑なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第46号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 賢一君) 起立多数であります。よって、議案第46号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 認定第1号 . . .